

大津市社会教育推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会教育団体等が実施する社会教育（体育の活動を除く。以下同じ。）に関する事業の実施に要する費用の一部を予算の範囲内において補助し、もって社会教育及び家庭教育の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会教育関係団体 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。
- (2) 単位団体 おおむね大津市立小学校又は中学校の通学区域として定められた区域内の住民で組織された社会教育関係団体をいう。
- (3) 連合体 全市的に組織された社会教育関係団体をいう。
- (4) 青少年指導者 単位団体等の団体が行う体験活動その他青少年の健全な育成を目的とする活動において、指導的な立場で当該活動を行う青少年をいう。

(補助事業)

第3条 この要綱による社会教育推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会教育の推進に寄与すると市長が認める事業（次号及び第3号に掲げるものを除く。以下「社会教育推進一般事業」という。）
- (2) 保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するための事業であって、市長が適当と認めるもの（以下「家庭教育推進事業」という。）
- (3) 青少年指導者の育成に寄与すると市長が認める事業（以下「青少年指導者育成事業」という。）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料その他市長が必要と認める経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額又は補助対象経費から補助事業の実施により生じた収入（補助対象者が拠出したものを除く。）を控除した額のいずれか少ない方の額と、補助対象者の区分ごとに別表に定める補助限度額とを比較していずれか少ない方の額とする。

(間接補助)

第7条 補助対象者の下部組織等に当たる団体が補助事業を実施する場合において、それに要する第5条に掲げる経費の全部又は一部について補助対象者が補助金として当該団体に交付する場合（当該団体が直接補助金の交付を受ける場合を除く。）においても、市は、当該補助対象者に対し、補助金を交付することができる。

(交付申請書)

第8条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市社会教育推進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）とする。

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）

- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 規約等の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

3 交付申請書は、市長が別に定める期間内に提出するものとする。

（事前着手）

第9条 前条第1項の規定による申請を行った者は、補助金の交付の決定前に補助事業に着手する場合にあつては、あらかじめ市長に対しその理由を記した大津市社会教育推進事業補助金交付決定前着手届（様式第4号）を提出するものとする。

（交付の決定）

第10条 市長は、交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、当該審査のため必要があると認めるときは、別に定める審査委員会に事業の選定及び補助金の交付申請額の査定を行わせるものとする。

2 市長は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ、大津市社会教育委員の意見を聴くものとする。

（決定通知書）

第11条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市社会教育推進事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市社会教育推進事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第12条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市社会教育推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）又は大津市社会教育推進事業補助金交付決定変更通知書（様式第8号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第13条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市社会教育推進事業補助事業変更承認申請書（様式第9号）又は大津市社会教育推進事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第10号）とする。

2 前項の承認申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（承認通知書等）

第14条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市社会教育推進事業補助事業変更承認決定通知書（様式第11号）若しくは大津市社会教育推進事業補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第12号）又は大津市社会教育推進事業補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第13号）若しくは大津市社会教育推進事業補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第14号）により行うものとする。

（実績報告書）

第15条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市社会教育推進事業補助事業実績報告書（様式第15号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第16号）
- (2) 事業収支決算書（様式第17号）
- (3) 補助事業の経費支出に係る領収書等の写し（明細のわかるもの）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は

補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(確定通知書)

第16条 規則第15条の規定による通知は、大津市社会教育推進事業補助金確定通知書(様式第18号)により行うものとする。

(交付請求書)

第17条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市社会教育推進事業補助金交付請求書(様式第19号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第18条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市社会教育推進事業補助金交付請求書(様式第20号)とする。

(取消通知書)

第19条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市社会教育推進事業補助金交付決定取消通知書(様式第21号)により行うものとする。

(返還通知書)

第20条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市社会教育推進事業補助金返還通知書(様式第22号)により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第21条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 大津市家庭教育推進事業補助金交付要綱(平成10年制定)は、廃止する。
- 3 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条、第6条関係）

1 社会教育推進一般事業

| 区分 | 補助対象者 | 補助限度額 |
|------|--|---|
| 広域部門 | 全国的に組織された社会教育関係団体の下部組織からなる連合体及びこれに準ずるものとして市長が認める団体（以下「広域団体」という。） | 次の各号に掲げる当該広域団体の構成員の数の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 30人以下 15,000円 (2) 31人以上50人以下 23,000円 (3) 51人以上100人以下 30,000円 (4) 101人以上150人以下 38,000円 (5) 151人以上200人以下 45,000円 (6) 201人以上300人以下 60,000円 (7) 301人以上400人以下 75,000円 (8) 401人以上600人以下 90,000円 (9) 601人以上800人以下 113,000円 (10) 801人以上1,000人以下 135,000円 (11) 1,001人以上1,300人以下 158,000円 (12) 1,301人以上1,600人以下 180,000円 (13) 1,601人以上2,000人以下 210,000円 (14) 2,001人以上3,000人以下 240,000円 (15) 3,001人以上5,000人以下 270,000円 (16) 5,001人以上 300,000円 |
| 活動部門 | 市内に主たる事務所を有する団体（広域団体に該当するものを除く。） | 50,000円 |

2 家庭教育推進事業

| 補助対象者 | 補助限度額 |
|---|----------|
| 単位団体からなる連合体 | 200,000円 |
| 単位団体及び市内に主たる事務所を有する団体（単位団体からなる連合体に該当するものを除く。） | 50,000円 |

3 青少年指導者育成事業

| 補助対象者 | 補助限度額 |
|--|----------|
| 単位団体からなる連合体 | 300,000円 |
| 単位団体及び市内に主たる事務所を有する団体（単位団体からなる連合体を除く。） | 50,000円 |